

令和 7 年 度 第 5 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

7 . 8 . 5

第 5 回笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和7年8月5日 午前 9時30分

2 開会日時 令和7年8月5日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和7年8月5日 午前10時00分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	鹿 嶋 耕 三	出	8	櫛 田 繁 造	出
2	仁井名 雅 子	出	9	佐 内 繁 文	出
3	天 野 平之進	出	10	片 岡 芳 和	出
4	北 村 昌 三	出	11	仁 科 智 之	出
5	梶 田 宏 一	出	12	守 屋 映 男	出
6	西 江 務	出	13	和 田 晃 佳	出
7	大 平 貴 之	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	西 江 敬 一
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	藤 田 潔
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	大 平 章 之
推進委員	林 和 美	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	大 本 憲 治	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	重 見 信 夫	事務局長	前 原 成 紀
推進委員	有 本 正 義	主 事	山 部 俊 貴
推進委員	岡 田 晴 次	主 事	小 川 航 平
推進委員	西 山 雅 子	主事補	升 谷 公 祐

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議 案 番 号	議 題
議案第18号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第19号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第20号	「笠岡市農地パトロール（利用状況調査）実施要領」の策定について
報告第11号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第12号	農地法施行規則該当転用届について
報告第13号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について
そ の 他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

7 番委員

10 番委員

事務局	おはようございます。 ただ今から、令和7年度第5回の農業委員会を開催させていただきます。 それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございました。 それではただ今から、第5回の農業委員会を開催いたします。 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を7番大平委員さん、10番片岡委員さん、よろしくお願いします。 それでは議案の審議へ移りたいと思います。 会長、よろしくお願いします。
会長	それでは、議案第18号「農地法第3条第1項の規程による許可申請について」ナンバー37号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー37号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には妻と2人で従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。農機具は草刈機を所有しております。申請地は〇畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー38号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	ナンバー38号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は農地を取得することが初めてであるため、営農計画書が提出されております。農機具は草刈機を所有しております。農業には妻と2人で従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。申請地は〇〇㎡ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、農地を取得するのが初めてだとしても、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー39号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー39号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には家族で従事予定であり、水稻を栽培予定とのことです。農機具は多数所有しております。申請地は〇反ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー40号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー40号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には1人で従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。農機具は多数所有しております。申請地は〇畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー15号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー15号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の使用貸借権設定（永年間）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は住宅用地でございます。 借受人は、申請地を自己用住宅として転用したいとのことです。 借受人は、身内の所有地を借り受け住宅を建設し転居したいとのことです。申請地の隣接地には既に家族が居住しており、家族と相互介助をしたいとのことです。これらの条件を満たす土地が申請地以外にはなかったとのことです。 申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。

	周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、隣接地との境界部分に、コンクリート擁壁を設置するため、流出はないと思われます。生活雑排水は、合併処理槽に接続し、浄化处理水と雨水は宅地内に設けた桝に集め、その後、道路側溝へ排出するため、排水については問題ないと思われます。また、予定建築物の高さは約7.18mであるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。 以上でございます。 よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー16号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー16号でございます。〇〇から〇〇へ参ります5条の所有権移転（贈与）でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は進入路でございます。 譲受人は、申請地を自宅敷地への進入路として転用したいとのことです。余剰地については、議案第18号ナンバー38号にて家庭菜園のための取得を申請しています。 譲受人は、自宅のそばにある広い道路から自宅敷地への進入路を確保したいとのことです。自宅敷地はその道路に接しておらず、申請地を介さなければ進入できないとのことです。自宅敷地とその道路の両方に接するという条件を満たす土地は、申請地を含み、すべてが第2種農地であったとのことです。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると考えられます。 周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、ブロック積を施工するため、流出はないと思われます。雨水は、道路の側溝に入るようにグレーチング蓋を施工するため、排水については問題ないと思われます。建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。 以上でございます。 よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。

○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー17号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー17号でございます。〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇から〇〇へ参ります5条の使用貸借権設定（3ヶ月間）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は農用地区域内農地、転用目的はボーリング調査地及びそのための進入路でございます。 借受人は、申請地での建設に先立って、事前にボーリング調査を行いたいとのことです。 申請地は農用地区域内農地ではありますが、調査に係る当該農地の転用期間は3ヶ月であり、期間満了までに原状回復するものであるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に該当するため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、0.5mほど盛り土をして進入路を設置し、工事完了後すべて撤去するため、流出はないと思われます。 雨水は、工事期間中は管理を徹底し、完了後は現状復旧するため、排水については問題ないと思われます。建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。 以上でございます。 よろしく願いいたします。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第20号「『笠岡市農地パトロール（利用状況調査）実施要領』の策定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	農地パトロールは農業委員会の必須業務として農地法第30条第1項にて規定されています。今年の実施にあたり、実施要領を策定いたします。5月16日付で岡山県農業会議から送付された、令和7年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領に基づいて案を作成しております。 なお、今年もタブレットの現地確認アプリを使用しての調査となりますので、使用方法等については閉会後に後程改めて説明いたします。

	以上でございます。よろしくお願いします。
会長	何か意見のある方は挙手をお願いします。 ないようなので、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、報告第 11 号「農作業等受委託契約書の受理について」、報告第 12 号「農地法施行規則該当転用届」、報告第 13 号「農用地利用集積等促進計画の認可・公告について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願いいたします。 以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。
事務局	（１）次回農業委員会 ９月９日(火)午前９時３０分から <u>第１会議室</u> （２）その他 ・次回申請書締切日 8 月 15 日（金），議案発送日 8 月 22 日（金） ・入札について ・タブレット使用方法について それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。